

## 第十五編 生活費問題

## 概説

活を脅かさざるを得なかつたからである。

本年度に於ける生活費問題を一瞥するに、  
英米諸國に於ける生活費の低落に伴ふ生産  
費の低下は物價の下落を來たすに至り、我  
國の輸出貿易の不振は益々其色を濃厚に  
し、これに伴つて事業界も不況其度を知ら  
ざるに至つたので、資本家側には産業回復  
の問題が焦眉の急となつた。其のためには  
諸物價の低落、従つて勞賃の下落が必要な  
りとして、茲に物價調節運動が起つたので  
ある。此運動は五六月の頃より漸次増大し  
來たり七、八、九月の候を以て白熱的頂上に  
昇つた。政府の物價調節策の公表、全國商業  
會議所の消費節約運動、各府縣當局の暴利  
取締等、國を擧げて物價引下運動をなすか  
の感があつた。しかも夫れは結局資本家の  
自家擁護運動に終始する觀がないでもなか  
つた。何となれば、物價引下運動は其背後に  
勞働者の勞賃引下の聲を有し、勞働者の生

たる取付、之れに引續く支拂停止、休業等  
は何と云ふ痛ましい皮肉であつたらう。だ  
が我々は此問題を以て單に皮肉として笑殺  
することは出來ない。其中の多くが貯蓄銀  
行であり、日本積善銀行の如き其預金者が  
五十萬口に上り、其平均貯蓄高が五十圓で  
あつて、其閉鎖は直ちに下層階級の生活を  
脅かすに至つたことを考へるならば、我々  
は默然たる外ないのである。

## 第一 生活難の事實

實際物價引下の聲と同時に勞賃引下の聲も  
一部には起つた。理由に曰く、生活費は低  
下したが勞賃は却つて上騰してゐると。だ  
がこれは物價指數、勞賃指數のみを見て云  
ふ言であつた。勞賃指數は上騰の傾向を示  
すも、勞働者の實際所得は、或は時間外勞  
働の廢止により、或は就業時日の減少によ  
つて、減じつゝあることを閑却する譯には  
行かない。又戦時中に於ける所得の増收に  
よつて改善せられた勞働者の生活状態を今  
物價低落の故を以て勞賃の引下を行ふなら  
ば、低下せしめざるや否やを我々は十分に  
考慮しなければならぬであらう。此意味に  
於て勞働者階級が物價調節運動に對して執  
つた不關焉の態度は肯定せられねばならぬ  
であらう。

生活難の事實を語るバロメーターは、物  
價に對する勞銀の位地である。然るに物價  
については、之を第二十四編「經濟一斑」の  
條下に取扱ひ、勞銀に就きては、之を第四  
編「勞働者状態」の條下に叙ぶることゝ成つ  
てゐる。故に本編に於ては、其の兩者の結  
果を對比せしむることが取殘されてゐる問  
題である。

最後に消費節約、貯蓄獎勵の宣傳運動が  
對比を見るに、物價指數は漸次低下の傾向  
にあるに、勞賃指數は依然として漸増の傾

がある。而已ならず或る時期を基礎として観察する時は、物價は其の基準以下に激落しゐるに拘らず、勞賃指數は其の基準を遙かに超過しゐると云ふことが示されてゐる。今、一例として大阪市社會部の調査を引くなれば、

1 大阪市に於る勞賃及び食料品市價指數比較

(大阪市社會部調査)

月	勞賃指數		食料品市場價格指數	
	十一年	十年	十一年	十年
一月	一〇七	一〇二	八〇	七一
二月	一一一	一〇三	八〇	六八
三月	一〇九	一〇二	八二	六八
四月	一〇六	一〇一	八三	六九
五月	一〇七	一〇三	七〇	六七
六月	一〇九	一〇五	七一	六七
七月	一一三	一〇七	七二	六七
八月	一一一	一〇七	七〇	七〇
九月	一一二	一〇八	六八	七一
十月	一一〇	一〇九	六七	七一
十一月	一一〇	一〇八	六七	七一
十二月	一一〇	一〇八	六七	七一

備考 大正九年四月を一〇〇とす  
 如上の如くであるけれども、之に勞働者

生活費問題

の實所得額を考慮し來る時は、賃銀指數の増高に反して、所得指數は漸減の傾向があることを見逃がす譯には行かぬであらう。これ常備賃銀は假令低下せざるまでも、時間外勞働の廢止、割増賃銀の低下によつて勞働者の所得が低下し、彼等の生活が脅かされつゝあることを否むことが出來ぬと思ふ。

2 大阪市に於る勞働者の常備賃銀及び所得の指數對照表

(大阪市社會部調査)

月	常備勞賃指數		勞働者所得指數	
	十一年	十年	十一年	十年
一月	一一〇	一一〇	一〇四	一一〇
二月	一一一	一一〇	一〇七	一一〇
三月	一一〇	一一〇	一〇三	一一〇
四月	一一〇	一一〇	一〇六	一一〇
五月	一一〇	一一〇	一〇四	一一〇
六月	一一〇	一一〇	一〇八	一一〇
七月	一一〇	一一〇	一〇六	一一〇
八月	一一〇	一一〇	一〇六	一一〇
九月	一一〇	一一〇	一〇八	一一〇
十月	一一〇	一一〇	一〇六	一一〇
十一月	一一〇	一一〇	一〇八	一一〇
十二月	一一〇	一一〇	一〇六	一一〇

備考 大正九年四月を一〇〇とす  
 因に同年同月に於る全職工の常備賃銀は一・三三圓にして其所得は一・九三圓なり  
 以上は職にある勞働者の賃銀及び其の所得である。然して其の外に我々は正十一年が多數の失業者を簇出せしめたることを忘れてはならぬ。斯くて生活難の事實は、單に職にある勞働者の賃銀及び其の所得の狀態のみを以てしては之を知り得ざるものである。

物價は低落した。然しながら勞銀は低下せざるのみか増高の趨勢にあると稱して、勞働者階級の生活難を否定して、出來得べくんば賃銀の引下を要求せんとする聲さへ聞かるゝ時、それと全く同時に勞働者階級、無資産者階級の生活難を反映せしむる各種の調査や報告が頻りに發表せられ、又行はれることは甚だ大きな皮肉である。

其の第一は物價の根本的決定條件と成りゐる卸賣價額が各地方によつて著しい差等あることに對する検討である。此の調査の動機は何に存するにせよ、卸賣物價の各地方別比較てふことが本年度に入つて社會の

問題となつたことは、生活難に對する有力なる一證明と爲し得るであらう。

### 3 全國主要都市卸賣物價趨勢

(農商務省調査)

大正十一年五月中の全國主要十三都市に於ける卸賣物價の總平均指數を各都市の前月卸賣物價總平均指數に比すると東京は二分、大阪四分一厘、京都は三分四厘、横濱は一分一厘、神戸

が四分二厘、名古屋一分四厘、仙臺が三分三厘、廣島が四分三厘、新潟一分八厘、福岡が四分、高知が四分六厘、小樽が一分四厘、金澤が一分四厘を何れも低落し各都市の前月の指數を百として五月中に於ける物價指數の低落狀況を大體の商品別に示すと左の通りである。併し五月中の物價を前年同期の物價(指數を百として)に比するに約平均指數が東京に於て百四%三、大阪割内外から十二三割高となつて居る。

都市別	穀類	飲料及調味料	肉類及魚類	衣料	建築材	肥料及飼料	雜類	平均
東京	九七・〇	九八・八	九四・八	九九・八	九七・五	九九・二	九七・七	九八・〇
大阪	九三・七	一〇一・〇	九五・四	九九・三	九二・二	九七・〇	九六・五	九五・九
京都	九八・〇	一〇〇・六	九七・五	九七・五	九四・一	一〇一・六	九七・三	九六・六
横濱	九五・九	一〇一・四	九九・〇	一〇三・〇	九八・五	九八・五	九九・一	九八・九
神戸	九五・五	九八・一	八六・四	九九・二	九七・五	九六・七	九七・一	九五・八
名古屋	九八・一	九九・六	九七・七	九九・一	九九・六	九九・一	九九・三	九九・七
仙臺	九八・〇	一〇一・〇	九八・三	九九・一	九九・〇	九九・〇	九九・〇	九九・七
廣島	九八・三	九九・一	九九・七	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
新潟	九七・七	一〇〇・〇	九九・七	九九・七	九九・七	九九・七	九九・七	九九・七
福岡	九七・五	九九・三	九九・五	九九・三	九九・三	九九・三	九九・三	九九・三
高知	九八・七	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八	九九・八
小樽	九八・四	一〇〇・三	九九・四	九九・四	九九・四	九九・四	九九・四	九九・四
金澤	九六・五	一〇三・〇	九九・五	九九・五	九九・五	九九・五	九九・五	九九・五

其の第二は消費者と直接關係ある小賣物を擧げようと思ふ。

### 4 各地小賣物價比較 (一)

(大正十一年三月十六日現在) 廣島商業會議所調査

價の各地方による差異が、社會の注目を惹くに至り、各地方の公私團體によつて此の方面の調査や發表が行はれた事實である。これは實に生活難の事實を語る一の有力なる表現と見ることが出来なからうか。それが假令六大都市商工課長會議の結果であるにしても。今、左に夫等の試みの例證二三

品名	廣島	東京	大阪	神戸	岡山
白米	四三	四五・五	四三	四七・五	四四・五
改頁麥	二〇	二八	一九	二四	二七・〇
醬油	五〇	二〇	一〇六	五八	二〇
酒	一五〇	二八〇	二八〇	二二〇	二五〇

品名	廣島	東京	大阪	神戸	岡山
牛乳	九	一〇	一〇	一〇	一〇
砂糖	二八〇	三〇〇	二八〇	三〇〇	三〇〇
澤庵	七〇	一五〇	七〇	一三〇	一〇〇
鶏卵	七〇	四二	四二	五〇	三三
モスリン	四二	四二	四二	四二	四二
綿(一貫目)	四三〇	七五〇	四三〇	五〇二	四三〇
木炭(八貫目)	三三〇	二二〇	三三〇	四七八	二九〇

(備考 單位錢)

5 同 上 (二)

(大正十一年八月十五日現在)  
神戸市商工課調査

品名	神戸	京都	東京	名古屋	横濱	大阪
白米	100 (475)	93	97	8	90	95
精麥	100 (330)	91	104	87	93	87
大豆	100 (300)	103	115	103	103	98
小豆	100 (380)	111	127	100	96	96
干豆	100 (110)	117	127	100	96	96
干ソドン	100 (110)	117	127	100	96	96
素麵	100 (330)	100	100	100	100	100
氷豆腐	100 (330)	100	100	100	100	100
于瓢	100 (400)	100	100	100	100	100
海苔	100 (450)	100	100	100	100	100
卵	100 (500)	100	100	100	100	100
鶏肉	100 (1100)	100	100	100	100	100
牛肉	100 (1000)	100	100	100	100	100
味噌	100 (330)	100	100	100	100	100
同	100 (330)	100	100	100	100	100
醬油	100 (800)	100	100	100	100	100
清酒	100 (1000)	100	100	100	100	100
味淋	100 (1800)	100	100	100	100	100

麥酒	100 (450)	100	100	100	100	100
サイダ	100 (330)	100	100	100	100	100
砂糖	100 (280)	100	100	100	100	100
砂糖	100 (100)	100	100	100	100	100
澤庵	100 (100)	100	100	100	100	100
梅干	100 (250)	100	100	100	100	100
足袋	100 (550)	100	100	100	100	100
薪	100 (140)	100	100	100	100	100
木炭	100 (500)	100	100	100	100	100
水炭	100 (1000)	100	100	100	100	100
経節	100 (1000)	100	100	100	100	100
バナナ	100 (1500)	100	100	100	100	100
リン	100 (1000)	100	100	100	100	100
梨	100 (1000)	100	100	100	100	100
馬鈴薯	100 (350)	100	100	100	100	100
玉葱	100 (350)	100	100	100	100	100
牛蒡	100 (700)	100	100	100	100	100
甘藷	100 (1000)	100	100	100	100	100
里芋	100 (700)	100	100	100	100	100
計	3,400 (1)	3,958	4,090	3,824	3,421	3,421
平均	100	100	100	100	100	100

(備考) 大阪市のは各都市共通調査法に準據せざるもの

其の第三は卸小賣相場の差額即ち値開きで「小賣商暴利」てふ聲が社會の隅から隅まで響き渡つた事程、それ丈け生活難の事場の差額の割合は、東京市中に於る五十七種の商品中、卸小賣相場の差額の割合は、

十割以上 四種  
九割同 一種  
八割同 四種  
七割同 三種  
六割同 二種

五割以上 一三種  
四割同 七種  
三割同 五種  
二割同 七種  
一割同 七種

が、しかしこれが問題視されて世の注目を惹くに至つた事が、即ち社會の生活難を語る一證となすことが出来るであらう。而し

6 東京市内に於る卸小賣相場差額

(大正十一年九月調査)

一割以下 二種

であつて、差額平均四八・九%に當る。而して五割以上の差額あるものを記せば、

小豆	一升	卸 二二五	小賣 三三三	差額 一〇八
隠元	同	二八〇	四三三	一五三
干餛飩	同	七四	一三三	五九
高野豆腐	百個	一、四〇〇	二、三〇〇	九〇〇
干瓢	百匁	三、〇〇〇	五、五〇〇	二、五〇〇
牛乳	一合	三五	一〇〇	六五
味噌	百匁	五九	九〇	三一
奈良漬	同	三〇〇	四八〇	一八〇
半紙	一帖	三三	五〇	一七
鮪	百匁	五七〇	一、〇四七	四七七
鱈	同	二六六	四〇四	一三八
鯨	同	五三九	一、〇〇〇	四六一
鹽	同	一七五	三三三	一五八
パナナ	一貫	一、五〇〇	二、二五〇	七五〇
林檎	同	一、二五〇	二、九〇〇	一、六五〇
梨	同	一、二〇〇	一、八八〇	六八〇
馬鈴薯	同	二〇〇	三六九	一六九
里芋	同	四〇〇	七二七	三二七
玉葱	同	二〇〇	四一七	二一七
甘藷	同	四〇〇	六六四	二六四
大豆	同	二八〇	四七一	一六一
牛蒡	同	一八〇	七四三	五六三
蓮根	同	七三〇	一、二三三	一、五〇三
西洋人参	同	三七〇	六六三	二九三

7 大阪市内卸小賣相場差額

大阪市に於ては大阪商業會議所、大阪府商務課、大阪市役所商工課聯合にて、毎月二日、十六日の二回「大阪に於ける日用品卸小賣價格對比表」といふものを作つてゐる。今、夫により、二三月の状況を抽出すれば、左の如くである。

大阪市中卸小賣價格差額割合

品種	五月 廿日	六月 二日	十月 六日	十二月 二日
白米	〇・九	〇・五	〇・五	〇・七
改長麥	二・二	二・三	四・八	四・〇
大豆	九・六	六・九	六・三	四・二
小豆	五・九	四・六	四・七	四・五
味噌	二・二	二・六	三・四	三・九
醬油	一・四	一・五	二・九	二・八
食鹽	三・一	三・一	三・九	三・九
茶	五・六	五・三	三・六	四・〇
酒	〇・八	一・二	〇・七	〇・九
牛肉	五・三	五・〇	五・五	五・五
鶏卵	五・一	六・三	一・三	一・八
鶏肉	二・八	二・七	四・〇	三・七
牛乳	二・三	二・三	一・〇	一・〇
ウナ	四・二	四・二	五・三	五・三
梅干	四・六	五・九	九・三	九・四
澤庵	一・五	一・八	三・三	四・三
鹽節	一・八	一・七	一・七	一・五
砂糖	一・七	二・八	一・六	一・三

玉葱	二・五〇	七・三三	三・五五	四・二八
馬鈴薯	二・六一	五・六三	五・二二	五・六〇
甘藷	四・五〇	三・九三	五・五三	五・九一
鹽	五・五二	五・二七	四・六四	三・八四
豆腐	—	—	—	—
高野豆腐	二・三二	二・三八	二・五〇	二・六五
椎茸	三・四六	三・三七	三・三三	三・三三
干瓢	三・七六	三・四三	三・一五	三・五三
機械半紙	八・八七	八・八七	一・三六	一・三六
晒木綿	四・〇七	三・六二	三・一八	二・九九
綿縫糸	四・七六	五・五三	九・九	八・八二
綿	〇・七三	〇・九	二・二八	一・九八
モスリン	一・二一	三・〇八	三・一六	三・二七
足袋(紺十文)	二・三〇	二・三〇	二・二九	二・二九
木炭(八貫俵)	二・六七	二・六二	三・八七	三・五三
薪	六・三六	七・二四	四・六一	六・一八
燐寸(十個)	二・九〇	三・六二	二・九〇	二・九七
石鹼(花玉)	〇・六九	〇・七六	一・〇三	一・〇三

尙ほ此の外にも神戸市に於て同様の企てをなして、其の結果を發表してゐる。而已ならず公設市場小賣價格と市内小賣價格との對比が行はれ、夫れの結果が發表されて、社會の注意を促した。

第二 生計狀態

大正十一年に於ては、生計費調査てふこ

とが、前年度に於けると同様に各方面に行はれた様であるが、其の結果としては、餘りに著しい物を得られなかつた。唯だ小作問題に關聯して、農村經濟狀態調査と云ふ

ことが、比較的廣く行はれたのであるが、それは第十一編『農村問題』中に述べてある。兎に角、本年度に於て行はれ、又は行はれつゝある生計費調査を擧ぐれば、

協調會の吏員職工生計調査（大正十年五月以降一ヶ年間）

八幡製鐵所職工生計調査（大正十年七月以降一ヶ年間）

全國消費同盟會の全國的生計狀態調査計畫（大正十一年九月以降一ヶ年間の豫定）

協調會の全國家賃調査發表（大正十年十一月現在）

俸給者組合S・M・Uの俸給生活者生活費調査（大正十一年十月中）

京都市區吏員生計調査（大正十一年十月中）

東京府社會課の俸給生活生計調査（大正十一年十月中）

右の中、協調會の家賃調査の結果は第十編『住宅問題』中に、S・M・Uの調査結果は第十四編『俸給生活者問題』中に述ぶることとしたのであるが、夫れを除いては本年度に發表されたる生計費調査の結果に接す

## 生活費問題

ることが出来なかつた。依て此處には右の中、特に珍らしき調査の方法の二三を選んで、叙述しようと思ふ。

### 1 全國消費同盟會の調査計畫

東京市神田區錦町にある同會は大正十一年九月より十二年八月に亘る一ヶ年間、各地方住民の生計狀態を調査せんとし、其の方法としては全國の農學校、商業學校、工業學校、女學校、師範學校等の校長に依頼し、校長より其の校の生徒五十名を選んで、その生徒が各自五戸の生計調査を引受けることとすれば、千四十五校にて二十萬戸以上の生計費調査が出来る譯であると云ふ。

### 5 京都市區吏員の生計費調査

京都市役所では九月六日發行の市公報を以て達示し、年俸三千圓以下の市區吏員七百九十六人、雇傭者二千七百九十七人、計三千五百九十九人に對し、何れも十月中の家計を一定の様式に記載して、翌十一月二日迄に、當該課係長、區役所にては區長の手許まで提出せしむることとなつた。斯かる義務的な生計費調査の方法は珍しい事柄である。

## 第三 生活費低減運動

大正十一年を彩る社會問題に「失業問題」があり、社會運動に「小作爭議」があつたと相對して、社會對策に「小作對策」「失業對策」而して此の「物價調節策」があつた。而してそれは新しき加藤内閣が其の重要な政綱の一に數へた事程も、それは兎に角人氣問題となつて居た。今、此處には夫等の運動の概觀を記述するであらう。

### 一 政府の物價調節策

昨年春以來政府が生活費低減策を講じ小賣商の暴利取締を行つて來たが、其の中に從來政府が生産保護の下に奨勵して來た同業組合が協定値段を設けて物價下落を阻止してゐることを尠らずも發見し政策上デレシマに陥つて惱んでゐると云ふことは前年度年鑑にも一言したが、本年に入るも財界の不況は回復すべくも見えず却つて其色を濃厚ならしめて行くばかりであるのに、物價は依然として高く諸外國に於て戦前の一割乃至一割五六分高であるのに我國は戦前物價に比し卸賣が二倍三分、小賣が三倍高に當つてゐると云ふ有様で、生活難の聲は

國を擧げて喧しくなつて來、其れと共に朝野を通じて物價低減、消費節約の運動が起つて來た。

本年に入るや從來如何に努力しても物價引下策が見るべき効果を收めないのは、

一 同業組合が組合員の利益を計ることのみを旨とし高價なる協定價格を作つてゐることとを始め同組合が物價低落を阻止するに努めつゝある傾向のあること

二 消費者が無自覺であつて第一物價が低落しても從來通りの價格で購入し得る時は上等品を購入する等消費節約が缺乏して購買力が依然として存してゐること

等に原因するのであるとし、五月十五日から東京市に開かれた六大都市の商工課長會議に於ける鶴見農商務省商務局長の意見、六月八日より三日間開かれたる六大都市所在府縣及び福岡縣の産業部長會議に於ける農商務省の意向も、要はこの見解に出發したのであつた。

要するに政府は配給制度の根本的改善(?)即ち公設市場改善と中央卸賣市場及び出荷(生産者)組合の設置とによつて多數中間商人の得つゝある口錢を除去せんとする

にあるらしく、其後も此方面に向つて積極的に調査研究をしてゐるやうである。今、本年中に行つた政府の物價對策の主なものを列擧すれば、

五月

政府の同業組合調査及公正價格調査會設置の議  
六大都市商工課長事務打合會に於る物價引下協議

國立營養研究所の國民保健食獻立表發表  
農商務省の物價調節に關する七府縣産業部長會議

六月

加藤内閣の物價引下計畫案  
鐵道省の運賃割引運送

七月

政府の物價調節會議

八月

政府の物價調節會議  
政府の物價調節實施通牒

九月

農商務省の出荷組合利用調査  
文部大臣の消費節約示達  
内閣の物價調節會議

十月

文部省主催消費經濟展覽會及び消費經濟講習會

十一月

政府の物價調節第二次計畫

右の中、主なるものに就いて左に其の梗概を記さう。

1 六大都市商工課長事務打合會に於る物價引下協議

五月十五、十六日、六大都市商工課長事務打合會が東京市參事會室に開催された。其の席上鶴見農商務省商務局長は

「從來の生産にのみ偏して居た勸業方針が今日に見る結果を來したのであるから、今後の方針は物資の配給方法に改善を加へ、協定價格を定め、其他種々の決議を以つて、價格の引下を阻止するが如き從來の同業組合の行爲は今後認可しない考へである」

と叙べて、公設市場の普及、同業組合の取締、消費者の自覺を促す要ある事等に就いて種々指示する處があつた。之に對し課長側は、現在同業組合と市とは全く關係ないが將來は市に相當の監督權を附與するやう法規の改正を望むとの意見を提出した。

2 物價調節に關する農商務省の七府縣産業部長會議

六大都市商工課長の物價引下協議會に於ても問題となつた同業組合に對する監督權

も問題となつた同業組合に對する監督權

問題を骨子として、農商務省は六月八日より三日間、東京・大阪・京都・神奈川・愛知・兵庫・福岡の七府縣の産業部長を農相官邸に招集して會議を開いた。其の席上、鶴見農商務省商務局長は

「全國の重要都市に中央卸賣市場を設置し、公設小賣市場を改善し、生産地に出荷組合を設け、以て物價の配給組織を根本的に改善し、不正商人の價格協定を嚴重に取締り、且つ消費者の自覺を促して生活改善、消費節約を期し、仍て以て諸物價を引下げの事は我國産業貿易の發展、國民生活の安定の上に最も急務なりと認む」

との趣意を説べて協議に入つた。

#### 協議事項

- 一 物資配給組織の改善に関する件
  - (一) 中央市場設置に関する件
  - (二) 公設市場改善に関する件
  - (三) 出荷組合の設置獎勵に関する件
  - (四) 不正商人の價格取締に関する件
  - 二 消費經濟改善方法に関する件
  - 三 貿易情報の通報方法改善に関する件
- 右の中、「中央市場」に關しては左の決議をした。
- 一 政府は至急中央市場設置に關する法律を制定する事
  - 二 中央市場設置獎勵の爲低利資金の融通及

#### 生活費問題

補助金を交附されたし

「公設市場」に就いては左の申合せをした。

- 一 公設市場に關する法律を制定する事
  - 二 一定の標準に基いて作った公設市場には低利資金の融通及補助金を交附されたい
- 「出荷組合」に就いては結局左の申合せをした。

政府は需給狀態其他を時々調査し各府縣に通知し且原産地府縣と消費地府縣の聯絡等に援助され度い

「不正商人取締」に關しては、

政府及各府縣で絶えず公正な價格を調査し、不正商人を嚴重に取締り、尙ほ之を新聞等に公表して社會的制裁を加ふる事

と云ふ意味の決議をした。

### 3 政府の物價調節策第一次發表

#### 表

加藤内閣は其成立以來、機會ある毎に物價調節の要を唱へて之れが實行を勤める等相當の努力を拂つて來たが、七月一日から農相を其首腦として關係各省の主要者達を集めて物價引下げに關し協議を重ね、八月十八日に至り遂に次の如き十九項目を物價

調節策として發表した。

一 在外正貨を兌換準備より除外すること

日本銀行所有の在外正貨を日本銀行兌換券發行正貨準備に充當することに付いては從來漸次其額を減少するの方針を採り來りたるが現下經濟界の狀勢より見て内地保有正貨の相當多額なるに在外正貨迄も之れを正貨準備に充當するは多少兌換券の増發を容易ならしむるものと云ふを得べく従つて此際一時的の處置として之を除外することとは其の膨脹を多少抑制するの結果となり物價調節に貢獻する所あるべしと認めらるゝに依り現在保有の在外正貨は全部之を正貨準備より除外することとせり

二 小額紙幣を回収すること

戦時に際し補助銀貨に代用する爲め臨時の必要に従ひ發行したる小額紙幣は、年其の流通高を増加し本年二月末には二億千八百萬圓の巨額に達したり爾來前内閣の下に於て既に之が收縮の方針を採りたる爲め三月末には二億五百萬圓に降りたりしが成るべく之を促進するの方針を以つて既に七月に於て五百圓を回収し引續き本年度及明年度に於て全部を完了する見込みなり

惟ふに小額紙幣は戦時の變態として發行した

るものにして成るべく速かに之を回収するの要あるのみならず其携帯に便なる爲自ら硬貨よりも多額に使用せらるゝ傾向を有し又其流通の實蹟に徴するに汚損の度甚しく自然之を手離すと速かなる爲め不知不議の間に濫費を助長するの弊害あり之が引上は物價調節と最も必要なりとす而して小額紙幣の回収に對し必要なる補助貨を之を本年度及明年度に於て鑄造する豫定なり

### 三 煙草の定價を引下ぐるること

政府は今回專賣品たる煙草に於て消費の方面を考慮し口付紙巻煙草にありてはカメラヤ以下兩切紙巻煙草にありてはリリー以下刻煙草にありてははぎ以下の低級品に付値下を爲すこととせり時局以來製造煙草生産費の増加に伴ひ大正六年十二月及大正八年八月の二回に其の定價の引上ありたるも右生産費の増加は戦前に比し實に十四割餘なるに定價の引上は僅に四割三分二厘に過ぎず隨て生産費對差益歩合は戦前の夫れに比し約其の半に減退せる狀況にあり而かも今回の値下に依り國庫の失ふ所年額約六百萬圓の巨額に上り財政上影響すること甚大なるも現下の狀勢に鑑み來る十月一日より之を實行することとせり

### 四 郵便据置貯金の利上を爲し其の他貯金奨励の方法を講ずること

利子引上共の他の方法を以て貯蓄を奨励するは現下の狀勢上必要を認むと雖も一般郵便貯金の利子は金融上並財政上尙考慮を要するものありに依り据置貯金の利子に限り二厘四毛の増率を爲し同時に講演其他の方法に依り適切なる奨励方法を執る所あらんとす

### 五 日用必需品に對する鐵道運賃を輕減すること

貨物の價格に對する鐵道運賃の影響は概して些少なりと雖も現下運賃の輕減は一般の嚆望する所なるを以て從來一割乃至三割の低減を行ひ來れる米外十數點に對し其の割引率を増加し二割乃至四割とし且つ新に雜穀、乾物等十數品に對し一割乃至二割を低減せんとす

### 六 日常必需品に對し一層輸送上の便宜を圖ること

日常必需品の輸送に對し可及的輸送時間を短縮し且つ適當なる市場に達せしむる様列車の新設又は改善を行ひつゝありと雖ども産地又は市場關係者の努力に依り其の必要を生ずるに至らば何時にても更に輸送上の便宜を圖らんとす

### 七 冷蔵車の數を一層増加すること

冷蔵輸送は食糧品特に生物輸送上必要にして近時其の利用益々増加の趨勢に在るを以つて鐵道省の現在所有冷蔵車五百四十三輛に對し本年百四十八輛を製作し明年は更に二百二十五輛を製作せんとす

### 八 主要都市に於ける小運送賃の低下を圖ること

都市に於ける小運送賃の割高なる現狀に鑑み差當り全國五千七百の鐵道公認運送業をして能ふ限り小運送賃其の他附帶の諸料金の低減を行はしむる様當局より勸告をなさんとす

### 九 主要都市に於ける電車に夜間貨物運送の設備を爲さしむること

主要都市に於ける小運送の運賃が頗る高價なるを以て之が輕減の一方法として夜間閑散の時を利用して貨物運送の設備を爲さしめ野菜鮮魚等の日常必需品の運搬を便にせんとし己に東京市に對し速かに之を實現せしむる様當局より協議する所あり目下東京市に於ては考究中なるが尙大阪市に對しても交渉する方針なり

### 十 出荷組合の設置を奨励すること

各地に於ける主要生産物特に日常必需品の出廻を容易にし其の價格を低廉ならしむる爲め一層地方農會産業組合等をして出荷組合を設置せ

しむる様夫々獎勵せんとす

### 十一 消費組合の性質を有する購買組合を獎勵普及せしむること

中間商人を可成減少し併せて消費者として團結を鞏固にする爲め此の際一層此の種組合の改善普及を獎勵する所あらんとす

### 十二 出荷組合消費組合公設市場等の取扱が貨物の輸送に便宜を與ふること

低廉なる運賃は物價に好影響を與ふること勿論なりと雖一方貨車配給を正確ならしめて市場への供給を潤澤にならしむることは運賃政策に劣らざる緊急のこと、す依て出荷組合、消費組合、公設市場等の取扱ふ貨物に對し貨車の優先配給を行ひ以て運賃政策と相俟て之が目的を達せんとす

### 十三 物資配給機關の整備完全を圖ること

物資配給機關の整備完全を期する爲め主要都市に中央卸賣場を設置し以て生産物の出荷を助成すると同時に公設市場の機能を益々發揮せしめ一般小賣者に對し便宜を與へ且つ公正なる卸賣相場及び小賣相場の實現を容易ならしむるの必要あるを以て政府は豫算の審議と相俟て之が

實現に努むる豫定なり

### 十四 公設市場の改善及増設を爲すこと

公設市場に就ては其の利用程度及設備經營等に付尙ほ遺憾の點少からざるを以て此際出来る限り低利資金の供給を潤澤にし主要都市に其の増設を獎勵し又既設のものに對しても改善の標準を示し以て市場經營團體の施策を促さんとす

### 十五 日常必需品の價格を調査して之を公示すること

一般消費者が日常必需品の公正なる價格を知悉するは消費經濟上尤も必要なるを以て先づ公設市場に於て其の取扱ふ日常必需品の價格を市内適當の場所に公示せしむる外事情の許す限り相當調査の方法を講じ以て一般に之を周知せしめんことを期す

### 十六 公共團體、住宅組合等に對し國有林の木材薪炭を一層便利且つ低價に供給すること

從來公共團體、住宅組合等の所要木材薪炭に對し國有林生産物を低價に供給せるも將來尙一層能ふ限り便利に且つ廉價に之れを供給せんとす即ち當局は少なくとも市價より三割位低價に供給し度き考へなり又從來小額の申込には應ぜ

ざりしも將來は小額の分にも應ずる方針なるが此計畫は即時實行すべし

### 十七 消費節約を宣傳すること

講習講話其他の方法に依り全國に對し此の際極力消費節約勤儉貯蓄の宣傳を爲さんとす

### 十八 取引所並に場外の投機取引を嚴重に取締ること

取引所に於ける取引は動もすれば放漫に流れんとし場外に於ける投機取引亦根絶に至らず斯くの如きは民心に投機射侍の念を増長せしむる虞あるのみならず價格を不自然に攪亂するの弊あり幸ひ本年取引所法改正せられたるを以て之が實施と共に尙一層嚴重に取締を勵行する處あらんとす此事は本日(十八日)地方長官に訓令を發したり

### 十九 銀行業者に對し投機資金融通を慎むべき様注意すること

物資の買占め賣惜み等の投機的行爲が物價の騰貴を増長すること尠少ならざるものあるは多言を要せず従つて之が資金供給の機關たる銀行業者に於ては其放資上資金の用途に關し慎重なる注意を要するは勿論なるを以て大正八年十月是等の點に付き各府縣に通牒を發し其留意を促したることあるも今日に於て尙遺憾の點少から

ざるを認むるを以て今回更に各府縣に對し銀行業の職にある者は常に其の投資の道を慎み苟も直接間接に投機又は投機的事業に利用せらるゝ虞あるものに對しては充分の注意を加へ眞に國民生生活上必要なる生産業に屬するものに對して充分金融を潤澤ならしむるに努むべきことを管下各銀行に懇諭し且今後之等の點に關して其取締監督上充分留意すべきこと

尙ほ政府は之れと同時に、農商務省をして同十九日に各府縣及び各取引所に對し物價調節策施行に關し通牒を發して之れが勵行を期せしめたが、次で鐵道省をして、生活必需品の鐵道運賃を割引せしめると同時に小運送方面に對しても出来るだけ賃金の低下を計らしむるべく當業者に向つて勸告せしめることとなり、鐵道省の中川運輸局長は同十九日公認運送組合中央會長中野金次郎氏を召喚して之れに關し懇談なす處あつたが、翌廿日には局長自身中央會理事會に參列して種々意見の交換を行つた。

#### 4 文部省の消費節約宣傳及び

##### 運動

文部省は教育方面より消費節約の思想を

鼓吹し、以て物價調節に資せんとし、種々の運動を起したのであるが、

#### 一 學生々徒に對する消費節約の示達

先づ九月十二日附を以て次の如き示達を全國各學校に發した。

今日我國に於て最も憂ふべきことは、人心が動もすれば眞面目を缺き、殊に節約の心を失つて、しまりのない生活を營む傾向のあることである。さうして此の弊風はいつか學生生徒兒童等の間にも及び、單に外觀に現れた所だけに就いて見ても、服裝、文房具などに、とかく華美のものや高價なものを喜ぶ風のあるのは甚だ遺憾なことである。國家を盛にするには國民各自が常に無駄のない能率の高い生活を營むことが大切である。之が爲にはお互に時間、物資等に意義のない無用のつひえを省かなければならぬ。多くの人が無用のつひえを省く時には假令一人で零碎なものでも集ると驚くべき多額の金高になる。例へば各人に就て一日に一錢の節約をすると見ても全國で七十七萬圓を餘し、之を一月に見積れば二千三百十萬圓となり、更に一年には二億八千餘萬圓の巨額に達し、國家の必要な事業のために優に之を利用する事が出来る。世には往往直接自分の損得に關係がないことに就いては、消費を省みない人もあるが、これはたゞ自己あるのみを知つて國家社會を省みないもの

で此考は甚だ誤つてゐる。假にメートル使用の家でない云つて、電力や瓦斯や水道の水やを無用に消費する時には、其家に取つて何等損失にならないやうに見えるけれども、一町一市乃至一國のものが同じく此種の消費を取つてするならば、國家、社會に取つて非常な損となるのみでなく、間接には其家に取つても不利益を蒙るわけである。其の他何事に就いてもかう云う不心得の者が多い時には、到底國家の隆盛を期することは出来ない。節約はたゞ一時の思付ですべきではなく又富の別によつて其心掛に變りのあるべきものでもない。めい／＼が皆常に自分のために又社會國家のために實行せねばならぬ大切な務である。

以上述べたところは一見極めて平易であるけれども、日常之を行ふことは中々至難である。學生にあつては平素よく此主旨を體して、實踐に務めることが最も肝要である。如何に多くの知識を有し優れたる技能を持つてゐても社會、國家の損失となるやうな行をするならば、無知無學の輩と何程の違があらうか。日の瑣末なことに就いても節約を實行することそれ自身が大なる修養の一であつて、之れによつて健全なる國民、善良なる公民たる基礎が築かれることを忘れてはならぬ。

#### 一一 消費經濟展覽會及び講習會の

##### 開催

次で消費經濟展覽會及び講習會を開くこ

となり、九月廿六日には東京市内の主要なる女子教育關係者を文部省修文館に招致して赤司文部次官以下之れに参加して協議をなし、東西に二分して消費經濟展覽會を次の日割にて開催し、展覽會開催の土地に於て其地方の社會教育關係者に對し約一週間宛講習會を催すこととした。

東部——東京(十一月十二日—廿五日)、小樽(十一月八日—十四日)、仙臺(十二月廿五日—卅一日)、名古屋(十一月十二日—十八日)、金澤(一月廿九日—二月四日)  
西部——大阪(十一月廿一日—十二月四日)、廣島(十二月十五日—廿一日)、福岡(一月七日—十六日)、松江(一月廿九日—二月四日)

## 二 各府縣及市公團體の物價

### 調節策

中央政府の意向は上述せる如くであるが、各府縣及び各都市の公團體が靡然として之に従ふは蓋し當然である。

東京府當局は八日政府の物價調節策の發表あるや、早速廿五、六の兩日郡市長を召集して政府の物價調節策に關する具體的方

法を協議し、各地の出荷組合を通じて直接生産地から物資を取寄せ市場協會をして直接消費者に販賣せしめることになつたが之れと同時に一方消費者の弊風をも矯正せんとして各商店の御用聴きや掛賣りやの廢止を勸告し、又各種同業組合の協定値段を強制的に止めさせることになつた。そして之れが實行を期するために市、商業會議所、實業組合聯合會、警視廳の四團體と共に物價調査會を設置したのは次項記載の通りである。尙ほ商業會議所の計畫に基き協同して九月一日より毎月一日十五日の兩日「節約デー」を行ひ、中等學校、小學校を通じて節約宣傳を行つた。

品の小賣値段を調査せしめ、八月廿八日附を以て物價最高時の大正八年と現在の洗濯賃を比較したものを發表して西洋洗濯業の暴利を別扱したのを手初めに、食料品、呉服太物類、洋服、其他の雜貨の値段を發表し、更に進んで物價調査委員會(別項記載)を設置して愈々半永久的に物價取締を實行することとなり、九月九日には之れに向つて警察權を發動するために警察部長から各警察署長に對してこれが調査方法及び形式其他申告方に關し訓令を發し、十二日には府下五十九の本分署の高等係主任を警察本部に召集して之れに關する詳細なる訓示を與へ、同月十七日までに調査カードを本部に送達せしむることにした。此趣を體して府下各警察署は調査を始めると同時に不正計量器や不正商品やの摘發をして暴利商人を取締つた。一方府も産業部商務課は小賣商同業組合中協定價格を固守して動かぬ向に對し高壓的に之れが撤廢方を警告した。

其他京都府、神奈川縣、兵庫縣、愛知縣を主なるものとして、物價調査會の設置、不

正商人の取締、小賣者同業組合の協定價格撤廢勸告、消費節約宣傳など各府縣各自に大同小異の物價調節策を講じた。

今、左に各府縣及び各都市公共團體が物價調節の運動に赴いた主なることを列記すれば、左の如くである。

五月 岡山縣の同業組合調査

七月

六大都市の物價表交換

東京府下淀稿署の奸商退治

神戸市の物價調節策

横濱市の物價調節策

八月

東京府の物價調節調査會設置

大阪市の物價調節策

京都の物價調節策

九月

東京市小學校長の湯錢値下陳情

大阪府の物價調査委員會設置

大阪府の暴利取締

大阪府の女學校の節約運動計畫

京都府の暴利取締

神奈川縣及横濱市の物價調節策

兵庫縣及神戸市の物價調節策

朝鮮總督府の物價調節策

名古屋監獄の製作品廉賣

滋賀縣の消費節約運動

三重縣の消費節約運動  
廣島縣の物價調節運動  
福岡縣の物價調節策

十月

愛知縣の物價調節運動

兵庫縣の同業組合の解散布令

臺灣總督府の物價調節策

福島縣當局の消費節約協議

警視廳の管下湯屋業者に對する湯錢値下命令問題

十一月

東京府の生活費調査

東京府の消費節約打合せ

右の中、主なるものに就いて叙述を試みよう。

1 六大都市の物價表交換

六月平和博覽會自治會館に全國六大都市の各商工課長が集まつて協議した際「各都市に於ける物價表交換」の件を申合せたが八月十五日を第一回の交換日と定めて爾後毎月一回宛之を實行することとなつたが、該物價表の項目を見るに、

一 卸相場と小賣相場との値開き比較  
二 市設市場と一般小賣との價格比較  
三 卸相場と市設相場との價格比較

の三項である。右物價表交換の曉には各都市に於て之を公表し全國的に標準價格を示

すことになるので、日用品の市價昂騰を制し得るであらうと云ふのが當局者の意嚮である。

2 東京府の物價調査會

宇佐美東京府知事は八月廿八日東京市、商業會議所、實業組合聯合會、警視廳等の各代表者を丸の内商工獎勵館に招致して種種懇談したる結果、此等五團體合同の物價調節に關する機關を設置することとなり、九月一日同館に於て創立會を開き「物價調査會」と命名した。

今其會規に就て目的とする事業を見ると、次の如くである。

一 公正なる價格を定むる爲、主として日用品の卸値段段及小賣値段段を調査すること  
二 消費節約の宣傳  
三 物資の供給を豊富ならしむること  
四 其他物價調節上必要なる調査なすこと

尙ほ同會は毎週二回例會を開くこととなり、九月四日小委員會を開いて物價調節に關する具體案を協議し、各自隨意の方法にて米、味噌、醬油、砂糖、蕎麥の五種類に就て卸値段段と小賣値段段との値開きを調査研究し、小賣値段の標準價格を公表すること

とした。上記五團體は此案に従つて一區に  
付各二人宛の割にて市内全十五區を始め  
市外に涉つて買手を出し各商店に就て密に  
小賣値段を調査し、又其商家の家賃をも調  
査したる上、各自七日に持寄つて委員會を  
開き、之れに基いて標準價格を決定し、之  
を翌八日に發表する筈で五日から活動を開  
始したが、市内の小賣商同業組合は六日に  
芝區今入町の和合俱樂部に會合して種々對  
策を講じ、「實業聯合會が我々の利益を無視  
して物價調査會に加盟したのは不都合であ  
るから聯合會の調査會から脱退すること  
を強要する」と申合せ、實業聯合會以上の勢  
力を有する東京商工組合も之れと對應して  
反對氣勢を揚げるなど小賣商人側より妨害  
百出するに至つたので、豫定の如く進捗せ  
ず、八日發表の筈の標準價格が調査不足の  
故を以て發表せられず、十日に延期せられ  
た。然るに十日にも發表を見ず、世間の諸  
種の取沙汰の中に遷延日を送つた。然る間  
に十四日の委員會に對し砂糖商組合から値  
下を斷行する旨の通知あり、其率が大體委  
員會案のものに近かつたので此に對しては  
標準價格發表を見合せて、只蕎麥に對して  
は、中等程度の店に於てモリ一玉七錢乃至  
八錢を至當とする旨滿場一致にて可決する  
に過ぎなかつた。其後白米、酒醬油類其他  
に就ても調査はしたが何かと故障に妨げら  
れて標準値段を終に發表せずして十月に入  
つた。

### 3 大阪府物價調査會

大阪府當局は消費節約と能率増進とを二  
大綱目とする物査委員會を組織し、池松知  
事を委員長に、小幡内務、藤沼警察、兒玉  
産業の三部長以下各課長を委員として、そ  
の第一回を九月二日開會物價問題對策を協  
議したが、公設市場と私設市場との値開き  
や元値と小賣値との値開きを眼目として凡  
ゆる物價の嚴正なる調査を實施し、他方消  
費組合や出荷組合やの組織の指導、貯蓄獎  
勵等を行ふ外、不正事實の剔抉、即ち量目  
の不正や價格の協定的鈎上やの取締をする  
こととした。

事業の性質上府單獨に行ふよりは府市並  
びに商業會議所聯合にて行ふ方事業の遂行  
を容易ならしむとなし、市當局、商業會議  
所をも之れに参加せしめて、各種の方面に  
向つて調査することに決し、九月七日各代  
表者大阪府廳に會合して調査方法と分擔事  
務とに就て協議する處があつた。其結果府  
産業部、市商工課より各々十數名の係員を  
派出して

- 一 市内目貫きの場所から日用品數百點を購  
入して府市の技師及び眼の利く當業者を立會  
人として、品物の品質、實用上の耐久力、並  
に卸値段に比し暴利如何を比較研究して暴利  
と認めらるる分は斷乎たる處分をなすこと
- 二 製造元の製品に付ては原料、勞銀、利廻り  
等を營業費の上から一々割出して、現在の卸  
値が不當であるか否かを専門技師の手によつ  
て調査せらるること
- 三 農作物に對しては此際生産地より消費者  
の手へ入るまでの經路を連鎖的に調査し之も  
同様暴利取締の方法を取ることに

となつた。斯くて同月十二日府十五班、市  
及び商業會議所十班、計廿五班五十名の調  
査員で府は西區南區郊外、市商業會議所は  
東區北區を擔當して、市内各區で五ヶ所宛  
京阪、阪神、阪急、大軌、南海の各沿線二

ケ所宛を選定して相當の小賣店から、白米、麥、味噌、醤油、砂糖、鯉節、鶏卵、漬物、木炭、薪、だしぢやこ、高野豆腐、干瓢の十三種をそれぐ買求めて調査し十六日其結果を發表した。

#### 4 朝鮮總督府の物價調節策

朝鮮總督府にては豫て中央政府の物價調節策と呼應して物價引下策を講じ委員を選定して各局部からの提案に就いて調査をしてゐたが、局部長會議にて之れを整理し、九月九日次の如く十四項を發表した。

- 一 日常必需品特に野菜肉類鶏卵等の供給を潤澤にすること
- 二 燃料の供給を潤澤にすること
- 三 住宅の供給を潤澤にすること
- 四 煙草の定價を引下げること（十月十日より實行）
- 五 瓦斯電燈電力及び水道料金引下の途を講ずること
- 六 消費節約を勵行すること
- 七 消費組合の性質を帯びたる購買組合の設置を獎勵すること
- 八 官衙、工廠、會社、銀行の職員に對し貯金を獎勵すること
- 九 日常必需品の運賃輕減を圖り、且つ輸送上の便宜を圖ること

- 一〇 公設市場の改善及び増設を圖ること
- 一一 投機取引を嚴重取締ること
- 一二 投機資金の融通を慎むべく金融業者に注意すること
- 一三 日常必需品の公正なる價格を公示せしむること
- 一四 不正計量器の使用取締を一層嚴重にするること

#### 5 警視廳の湯錢値下運動

東京府市當局の組織せる物價調節會が市及び市の近郊の物價調査を行ひつゝありし際、はしなくも湯屋業者の湯錢が高價なりと認め、警視廳をして其値下方を勸告せしめたが、湯屋業者から成る浴場組合にては十月中これを不當として斷然拒絕して、警視廳と浴場組合との間に紛擾を來すに至つた。警視廳は大に奮慨し二三日中に値下を行はざる時は斷然命令を下して之れが施行をすべしと十月下旬浴場組合を嚇かしたるため浴場組合側は分裂を生じ赤坂區表町署管内の浴場業者水谷石松外十七名は十月廿三日協議を開いて東京浴場組合に反對することに決し

- 一 今明日中に湯錢値下げすること

一 東京浴場組合聯合會に絶對に入會せざる

ことを決議するに至つた。だが大勢は依然値下げ反對にて、十一月一日からは浴場組合に於て自發的に値下げをなす筈であつたにも拘らず、千三百餘軒の湯屋中、同日に値下をしたるものは數ふるに足る程にて大半は依然として六錢を取り、警視廳を狼狽せしめ市民の迷惑を招いた。中にも日本橋・京橋、芝區の各組合は十一月中旬に入つても値下反對をなし東京浴場組合の赤塚幹事長が組合員大部分の意志に反して警視廳案に調印したるを背任なりとして、十一日神田區神保町南明俱樂部に湯屋業者有志大會を開き同幹事長以下幹部の背任を決議して辭職せしめ、同時に警視廳及内務省に値上の陳情をなすべく實行委員を擧げるなど紛擾を大にして行つた。

#### 三 私人又は私團體の物價引

##### 下運動

斯種の運動の中には、純なる生活費低減の爲めの運動もあれば、又、資本家の利潤

擁護の爲めの運動もある。けれども茲には夫等を等しく取扱つて見ることにする。先づ本年中に起つた斯種運動の主なるものを擧ぐれば、

一月

大阪に於る毛織物關稅引上反對大會

五月

阪神沿道三町村の農商交際組織計畫

六月

東京商業會議所の貨物運賃引下運動

大日本物價調節會の小賣値段調査結果公表講演會

生活改善同盟會の中元廢止運動

全國消費同盟會の贅澤品非買同盟

横濱輸出協會の舉國的物價二割天引運動

全國商業會議所聯合會の物價引下協議及運動

七月

全國商業會議所聯合會の「生活改善節約デー」

生活改善同盟會の茶代全廢運動

東京商業會議所の物價調節建議

經濟學協會の物價調節建議

大阪實業組合聯合會の物價調節運動

東京實業組合聯合會の物價調節協議

東京市内大百貨店の値下宣傳販賣

八月

協同會の消費節約宣傳並に實行方法に關する建議

大阪市五大百貨店の値下販賣  
兵庫縣下に於る家婦の日用品不買同盟

九月

東京實業組合聯合會の物價調節決議  
京都節約會の設立

川崎造船所の「明日買はう同盟」

神戸市親交會の物價調節運動

大阪毎日新聞社神戸支局の物價調節運動

神戸商業會議所の物價調節意見調査

富山市商工聯合會の物價調節協議

熊本縣廳吏員の消費節約運動

大阪市立天王寺商業學校生徒のウドン不食同盟

東京市内十八大學專門學校生徒の物價引下運動

十月

埼玉縣廳吏員の消費節約運動

十一月

日本經濟聯盟會の物價調査

學生消費同盟の運動

今、左に其の中の主なるものを述べよう。

### 1 全國商業會議所の生活費低減運動

#### 減運動

大正十年十一月其臨時聯合會に於て、國民各自の節約を汎く全國に宣傳すると共に、國民節約會(むだせぬ會)を組織して、

生活費節約運動を開始した全國商業會議所は、其後も政府に對して鐵道運賃其他官營品の値下と國費の節減とを要望したりして、生活費節減運動を續けて來たが、六月廿七日から東京に開かれた其聯合會は開會早々首相加藤友三郎氏に面會して、物價引下を陳情したが、次の如き物價引下、生活費節減に關する要件をも決議した。

物價引下、産業振興の爲機關設置に關する決議

右機關の組織及び方法に關する件は六大商業會議所(東京、大阪、京都、横濱、名古屋、神戸)に一任すること

物價引下方法に就て政府の對策要望に關する建議

産業發展貿易の振興生活の安定等を圖るには物價引下を斷行し其生産基本たる勞銀の低下に俟をざる可らず。物價引下は今や議論の時にあらずして官民上下舉國一致の努力と熱誠とを以て此問題を決するを焦眉の急務とするの時機たり。政府は速かに其施政の第一着手として之が對策を樹立せられんことを希望す

節約デーに關する決議

節約デーを生活改善節約デーとなすこと

一 毎月二回以内之を實施すること

一 實行方法は六商業會議所(大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、東京)に一任すること

國費節減に關する決議

多年の懸案たる税制整理と戦後民力休養の二大問題に就て之を見るも此際國費の大節減は必要缺く可らざるものなり。冀くば政府に於て一大英斷を以て速に國費の節減を實行せられ國民の自覺と相俟て舉國一致戦後の難關に處するの途を講ぜられんことを切望す

前回聯合會の決議事項を實行する決議

- 一 鐵道の運賃値下を速に實行することを政府に要望すること
- 二 貿易の發展と産業の振興を圖るために官民合同の一大調査機關を設けることを要望すること

斯くて右の中物價調節委員會組織並に貿易發展産業振興調査機關設置の件は六商業會議所に附託され、六商業議所はまた東京商業會議所を主査として研究中であつたが、七月十七日の委員會に於て左の建議案を作製し、直ちに政府當局にそれごとく建議することとなつた。

貿易の發展、産業の振興、物價の調節は刻下の急務たるは曩に全國商業會議所聯合會より建議したる所なり就て物價調節は急務なるが故に政府は此際速に官民合同の委員會を組織し其組織に關しては全國商業會議所其他の意志を代表せしめ以て實際に適切のみならず實

行に便にして權威あり且つ實効ある調査をなさしめ着々これを實行するを必要と認む。なほ貿易發展産業の振興に關しても上記と同一の機關權限に依る委員會を組織せられん事を要望す

尙ほ右の中生活改善節約日設定に關する件は其實行方法に就いては東京、京都、大阪、横濱、名古屋、神戸の六會議所に附託して、研究せしめつゝあつたが、七月十五日六會議所常任委員會に於て協議の結果、大要次の如く決定し、全國商業會議所聯合會の決議として發表された。

節約日設定の件

戦後の好況に驅られ國民の生活程度は向上したが貿易は衰退し商況は不振となり物價は依然差したる下落を見ず英米其他の各國の物價が既に戦前と同様の程度まで下落しつゝあるに拘らず此世界の氣勢に反して我國のみ獨り物價の下落しないのは何故であらうか（中略）物價問題は今や議論の時期ではなく實行を急務とする時代である。而して物價の低落しないのは主として國民の奢侈と浪費によるものなりとせば此際國民一様に日覺めて浪費を避け節約を實行するは肝要の事柄である。戦時中節制を勵行した倫敦市民や戦後勤儉力行した亞米利加官民の緊縮振りは今日英米物價の下落を招來した原因である。（中略）

此意味に於て節約の目的を貫徹するため當分毎月二回の節約日を定め官民貧富を論ぜず全國同時に消費節約の實行を試み家庭經濟を追々其程度まで引下げ舉國一致各自經濟の節減を實行したならば（中略）之れによつて生活の安定と家庭の幸福とを得られるばかりでなく戦後多事なる國家の基礎を鞏固ならしむる所以である云々

節約日實行に關する件

- 一 節約を毎月一日と十五日の二回と定め來る八月一日より實行すること
- 二 節約の大要 當日は一般に奢侈を避け浪費を省くは勿論各自の經濟を出來得る限り節約し生活の改善に努め且つ自分のことは成るべく自分で爲すの習慣を付くることを主として其他必要と認むることは各地方に於て任意に之を定むること

三 宣傳方法

- 一 節約日設定趣旨書を發表すること
- 二 節約日の實行は其區域を日本全國として舉國一致同時に之を行ふこと
- 三 全國新聞紙の賛成後援を求むること
- 四 政府と一致協力して其實施に努むること
- 五 商業會議所々在地は専ら其會議所及び有力團體と協力して是が宣傳に當り其他の地方は道府縣地方官に其宣傳を依頼すること
- 六 全國諸學校及團體の力を藉り其普及の爲後援を依頼すること

七 此宣傳をなす一面に於て國家の現状及經濟の危機を説き國民の自覺を促すこと

斯くして八月一日には第一回節約デーが御祭り騒ぎのやうに全國的に行はれた。

例へば東京市に於ては商業會議所が府市當局と提携して、「節約と貯金は生活安定の基」「酒、煙草は節約しませう」「宴會は質素にしませう」「物見遊山にも節約しませう」「時間を正確に守りませう」「自分のことは自分でしませう」「貯蓄をし保険にも加入しませう」と書いたポスターを電車内其他に掲示し、趣意書を各方面に配付し、各貯蓄銀行は預金者に貯蓄箱を分ち、節約講演會などを開いて節約宣傳をした。

其他各都市も之れと大同小異のことをして節約の宣傳をしたが、中にも松江市商業會議所の如きは無駄物廢物利用展覽會を開いて、此の運動に懸命になつた。

## 2 物價引下消費節約諸運動

東京市に本部を置く大日本物價調節會は、豫て東京市内各區に亘り日用品の小賣値段を實地に就き調査研究中であつたが、六月十一日東京府廳内商工獎勵館に於て講演會を開催して調査の實狀を公表した。

東京市神田區錦町一ノ一四全國消費同盟

會は生活費節減、物價引下の方法として、七月一日から一箇月間贅澤品の非買同盟を全國的に行はむと企て、六月中旬葉書一萬枚を各方面に配付して其意見や方法やを求めた處、一人も不賛成の答を寄せたものがないので、愈々七月一日から向ふ一ヶ月間非買同盟を實行すると同時に、贅澤品非買同盟の名の下に「一 贅澤品を買ふな」「二 新調を見合せよ」「三 中元の贈答を全廢せよ」の三項を印刷したビラを撒布して宣傳をすることになつた。

東京市赤坂區田町に本部を置く物價引下期成會は、物價引下げの第一義は消費の節約であるとして、其趣旨から「節約第一主義」を標榜して全國的に消費節約運動を開始し、六月下旬には大阪に於ても「節約運動の盛な米國プリンストン大學の諸教授や牧師は職工服を着て教壇に立ち又は説教をした」と云ふ意味のポスターを以て宣傳をなし、一方公會堂に於て宣傳演說會を開いた。

又横濱市の大谷嘉兵衛氏を會頭とせる横濱輸出協會でも「學國的物價二割天引運動

を起して六月頃から盛に宣傳を始めたが、其天引すべき方面は(イ)國民生活費の二割減、(ロ)中央地方政費の二割減、(ハ)勞銀及び俸給の二割減、(ニ)資本配當、重役賞與の二割減、(ホ)通貨二割減、(ヘ)小賣相場場の二割減、(ト)家賃二割減、(チ)專賣品價二割減、(リ)諸税二割減、(ヌ)鐵道賃銀二割減、(ル)船舶賃銀二割減、(ヲ)船積費二割減、(ワ)倉庫料二割減、(カ)保險料二割減、(ヨ)電報料二割減等であつて、資本家側より提出せられた物價引下論としてはかなり徹底的のものである。がしかし横濱の商人達に唱へられるだけに、物價引下の目的が國民の生活難を緩和するにあるのではなく、輸出貿易の振興を來たさすにあると云ふことを記憶せねばならない。

東京の齋藤嘲爾氏大阪の木村三郎氏等を中心とする中産階級團主催の物價引下暴利者、膺懲大演說會が八月八日午後七時半より名古屋市御園座に於て開催された。

兵庫縣赤穂郡相生町字古池にある播磨造船所社宅七十五戸の主婦達は、同所々在の日用品雜貨販賣業者四戸が他部落の小賣業者に比し高價なるより八月廿三日十名の代表者を選んで二割乃至三割の値下げを該商人に交渉した。然るに商人側は種々の口實を設けて回答を遷延し不得要領であつたので、主婦達は茲にいよいよ結束を固め、廿五日不買同盟を斷行することゝ成り、相生町字相生の日用品販賣業者と物貨の安價供給の契約を結ぶに至つて益々力を得終に商人達を屈服せしむるに至つた。

東京に於ける十八大學専門學校の學生有志は秋に入るや下宿料値下及び制服値下の兩問題を提げて起ち「學生消費同盟」を組織して下宿屋洋服商に對抗することゝなつた。廿七名の委員は九月廿七日神田松本亭に集合して種々示威運動の手段を議し同日午後は早稻田大學を中心として同方面に「下宿料の値下、洋服の同盟購買」のポスターやピラを撒き、十月一日には同亭で各委員會合して

下宿屋革進に關する件として

- 一 下宿料の一割乃至三割以上の値下
  - 一 小間代實費供給の節時實行
  - 一 臨時の同居者に對し部屋代割増をせざる
  - 一 欠食の場合食費を差引くこと
  - 一 寄宿舎設立を各學校に奨勵すること
  - 一 横暴にして本同盟の勸告を容れぬ者へは團結して料金を支拂を延期すること
- 制服非買同盟に關する件としては
- 一 洋服地二割以上の値下を實行せしむること
  - 一 値下せざれば非買同盟を行ふこと
  - 一 各學長に値下迄制服着用の猶豫を乞ふこと

を可決し實行委員十七名を擧げて實際運動に取掛ることになつた。

これに對し下宿屋も洋服商も夫々協議會を開いたが、結局孰れも此際値下せぬと云ふ態度を採り、之れに對抗した。

神戸川崎造船所にては松方社長の發意に依つて一萬數千人の職工をして消費節約を行はしめることに決定し九月九日これを發表した。其れによると毎月四回の日曜日と二回の給料日の六日間、所員附屬員は給料

日共五日間を節約デーと定め、諸事不買主義を實行すると云ふ。斯くて十日の日曜日からこれを實施することゝなつた。

今其の全社員職工其他に配付した訓示的宣傳ピラを見るに大要次の如きことが記されてある。

節約デー宣傳

世界的不景氣の今日、當社の仕事に就ては凡て無駄の時間、材料、勞力を節約し、段取工夫を良くして各自能率の増進を期し誠實勤勉以て優秀なる艦船其他の製品を造り、或は正確に事務を處理するは従業員各自の職責であり且義務である(中略)今日物價の低落しないのは主として國民一般の浪費に因るものであつて此際國民が眞劍に浪費を避け節約を實行すれば物價は自然に下るのである。(中略)世間の人々が擧つて物を節約すれば物は剩り價は自然に安くなる道理である。一方物價の下落は商賣人には不利益の様に思はるゝけれども商賣人も他より物を買つて生活し行くものであるから、自分の品が安くなる代り、一般の物價が安くなれば、夫丈け生活が樂になり無理せずして暮し得る譯ではいか。御互一同の節約と共に、物價が下落すれば生活も樂になるが、夫と同時に最も大切なるは貯蓄の心懸であつて、金額の多少を問はず各自に貯蓄をなすの心懸こそ實に肝要である。(中略)去大正元年十月當社工場内諸處に「寶箱」を置

き「リベット」「ネジボルト」其他何でも落ちた物があれば序の折此箱に入れる様にしたのも其の當時揭示した通り、世の中の物は總て造物主の造らるゝ處であり石炭「コークス」にせよ又「リベット」や「ナット」等の鐵にせよ人が難儀して地中より掘出し又は夫れを精煉し骨折つて拵へたものであるから、決して之を粗末にしてはならぬ一塊の石炭一本の「リベット」にしても無駄に棄てる様の事があつては造物主に對して相濟まぬのみならず、難儀骨折した人に對しても相濟まぬ次第であるから、些細な物でも世の寶として大事にすべきである、(中略)此の際予は諸子が辛棒強く飲食と云はず衣服と云はず時々心に浮ぶ夫等の無駄な欲望を抑さへ今日の苦は明日樂の種となるを思ひ、此世智辛き時世に處し、自己將來の幸福は勿論、家族のあるものは家族一同の幸福を念とし、愛する子供の生先教育を考へ、勤儉貯蓄他日に備へん事を切望する次第である(下略)

下宿屋及洋服屋の暴利を匡すべく起つた學生消費同盟の第一期の運動は成績思はしくなかつたが、新に第二期運動に入るべく、先づ十一月廿六日早稲田の市電終點の廣場に下宿屋革新大會を開いて大に氣勢を揚げる筈であつたが開會前突如官憲から禁止せられた。

### 生活費問題

### 3 東京實業組合聯合會の物價調節意見

東京實業組合聯合會は物價調節に關する農商務省の諮問に對して回答するため加盟九十五組合に其旨を通じて各自の意見を問合せたが、各組合の意見書の内で共通せる事項を列擧すると大要次の如くである。

- 一 生産者並に小賣業者の價格協定を一時徹廢すること
- 一 日用品の物價標準表を公表すること
- 一 代價の表示は原價採算の上に相當の利益を加算すること
- 一 中間取引の複雑を避くること
- 一 現金取引を奨励すること
- 一 官製品の値下を斷行すること
- 一 トラストに類する購買同盟を取締ること
- 一 各組合は自發的に物價の低減を實行すること
- 一 價格引上げのための生産制限を慎み生産能率を參酌して勞銀の低下を圖ること
- 一 冗費の節約と勤儉
- 一 公設市場を改善すること
- 一 借地借家料の不當な値上げを防止すること
- 一 通貨を縮少すること
- 一 鐵道運賃の引下げと交通機關を整ふること

- 一 營業税を全廢すること

### 第四 物價低落防止運動

物價調節、消費節約、生活費低減の聲と其の運動とは以上述ぶるが如く、殆んど滿天下に澎湃たる勢であるが、又、其の半面には、之に對抗して物價低落を阻止せんとする運動が極めて少數ながら有したことは附記するに足ると思ふ。

今、それを擧ぐれば、

- 神戸に於る青果小賣業同盟會の運動(五月)
- 大阪府下湯屋組合の湯錢釣上運動(十月)
- 神戸市湯屋業者の同盟休業(十一月)
- 東京淺草の理髮業組合の組合脱退者に對する違約金請求事件(十一月)

#### 1 神戸市の湯屋業者の同盟罷業

兵庫縣にては曩に物價調節に策應して湯錢値下を必要と認め各方面より調査して、神戸市内及其他の一部並に市と聯絡する町村は大人四錢(從來五錢)小人二錢五厘(從來三錢)以下に引下げ、郡部地方は大人三

錢小人二錢以下に引下げるやう同業者に勸告或は命令すると同時に湯屋規則の改正を行つたが、神戸市の湯屋業者は値下をしては營業が立行かぬと數々協議を凝してゐた。然るに當局者は其回答が徒に遅延するに業を煮やし從來の勸告を命令に變更して値下斷行を迫つた。茲に於てか同市内の湯屋業者全部は十一月七日深更最後の協議を開いて、八日午前三時を期して同盟休業を斷行し各湯屋の表に

「縣令改正のため營業すれば缺損を生じ命に從はざれば罰を受く仍て止むを得ず休業す」

と臨時休業の貼紙をした。市内の湯屋は自家營業百五十軒、借家營業百八十七軒合計三百卅七軒にて其中林田署管内の湯屋四十九軒は組合に加入してゐないので同罷業に加入しないばかりでなく、大人三錢に値下げしたもの三軒、三錢五厘三軒、四錢十七軒と云ふ有様であつた。だが御影の湯屋業者も九日から同情罷業の擧に出でた。一方縣當局者は此報に接して益々態度を強硬にし、場合によつては同組合の解散は勿論、

參加湯屋業者の營業を取消すことをさへ辭せない態度を見せるに至つたので、また無警告罷業に對する市民の反感と攻撃及新聞紙の猛烈なる攻撃を受けるに至つたので、之れに堪へ兼ねてか、湯屋業者の歩調は罷業第一日の午後から既に紊れ初め、九日に至るや、相生橋署管内の四十二軒が全部盟休を脱して營業を開始し、次で湊川、三宮、葺合、兵庫、須磨の各署の管内の同業者も此大勢に支配せられて同日午後から復業するに至つた。斯くて同々盟休業は脆くも二日にして潰えた。

## 2 東京淺草區理髮業組合の組合脱退者に對する違約金請求事件

東京市淺草區花川戸町十五番地理髮業岩下芳五郎氏は大正八年十一月、象湯署管内の理髮業組合に脱退届を出すと同時に理髮料金を十錢値下げしたので、組合は大に狼狽して、同氏に直接交渉する處があつたが、頑として應じないのに業を煮やし、組合協定違約金請求の訴訟を東京區裁判所に提起し從來三ヶ年間繫争中であつたが、本年十一月十一日組合側の敗訴の判決

があつた。理由は假令組合員であつても脱退届を出した以上、値下をなすも差支ないと云ふのである。尙ほ同組合は同月十九日臨時總會を開きこれが對抗策を講じたが、更に組合長の名を以て控訴することに決した。